

下北山村障害者活躍推進計画

機関名	下北山村
任命権者	下北山村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
下北山村における障害者雇用に関する課題	下北山村においては、平成29年10月に障害者を1名採用し法定雇用数は上回っているものの、法定雇用率は達成していない。令和2年度を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、採用活動を行う必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参 考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.17% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関である下市公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。 ○役割分担については人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者からの要望を踏まえ、障害者特性に配慮した職場環境、通勤への配慮など障害者支援に係る取組を進める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 （ア）特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

- | |
|---|
| <p>(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。</p> <p>(ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する</p> <p>(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</p> <p>(オ) 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。</p> |
|---|

4. その他

<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>
--